

第925回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和元年12月18日(水)午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 伊東教育長, 伊藤委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員, 小川委員

4 説明のため出席した者

千葉教育次長, 松本教育次長, 布田参事兼総務課長, 大町教育企画室長, 小幡福利課長, 中村教職員課長, 奥山参事兼義務教育課長, 伊藤参事兼高校教育課長, 目黒特別支援教育課長, 相馬施設整備課長, 駒木スポーツ健康課長, 嘉藤参事兼生涯学習課長, 天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第924回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 | (委員全員に諮って) 承認する。

7 第925回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

伊東教育長 | 齋藤委員及び小室委員を指名する。
| 本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 教育長報告

令和3年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について

(説明者: 松本教育次長)

「令和3年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について」御説明申し上げます。資料は, 1ページである。

Iの「令和3年度宮城県立中学校入学者選抜方針」については, 「中学校及び小学校の教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し, 公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。」との方針のもと, 「1 基本原則」及び「2 選抜方法」について定めることとしている。この選抜方針については, 前年度からの変更はない。

次に, IIの「令和3年度宮城県立中学校入学者選抜日程」についてであるが, 適性検査を令和3年1月9日(土)に実施し, 選抜結果を1月15日(金)の午後4時に発送することとしている。また, IIIの「外国語(英語)の出題について, 小学校においては令和2年度から新学習指導要領が全面実施となり, 小学校5・6年生に教科としての外国語(英語)が導入されることを受け, 令和4年度の県立中学校入学者選抜から, 適性検査の総合問題において外国語(英語)の力も問うこととしている。

本件については, 以上である。

(質 疑) | 質疑なし

9 専決処分報告

第370回宮城県議会議案(追加提案)に対する意見について

(説明者: 千葉教育次長)

「第370回宮城県議会議案(追加提案)に対する意見について」御説明申し上げます。資料は, 1ページから4ページである。

はじめに, 資料2ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により, 11月26日付けで知事から意見を求められたので, 議案の内容について御説明申し上げます。まず, 予算議案であるが, 資料3ページの「第370回宮城県議会提出予算議案追加提案の概要」を御覧願いたい。

追加提案の内容については、令和元年台風第19号による豪雨被害への対応に係るものである。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち教育庁関係分として、12億3,821万1千円を増額計上しようとするものである。その内容としては、「2 事業の概要」に記載しているが、台風第19号により被害を受けた県立学校や特別史跡多賀城跡附寺跡の復旧に要する経費等である。

次に、資料4ページを御覧願いたい。予算外議案のうち条例議案であるが、議第239号議案「県立学校条例の一部を改正する条例」は、台風により被害を受けた生徒等に係る入学金等の徴収期限の特例及び免除について、所要の改正を行おうとするものである。以上、知事から意見を求められた議案の内容について説明申し上げたが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月26日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

なお、これらの議案については、昨日の県議会本会議において原案のとおり可決されたので、併せて報告する。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

10 議事

第1号議案 令和3年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

(説明者：松本教育次長)

第1号議案について、御説明申し上げます。資料は、1ページから3ページである。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。令和3年度宮城県立高等学校入学者選抜方針については、7月22日に行われた高等学校入学者選抜審議会において諮問し、2回に渡る審議を経て、11月25日に答申をいただいたものである。その答申の内容を踏まえ、今回示したとおり提案するものである。県立高校の入試制度は、来年3月に実施する令和2年度入学者選抜から新たな制度によるものとなる。そのため、令和3年度宮城県立高等学校入学者選抜方針については、内容の変更はない。

次に、資料3ページに示している令和3年度の入学者選抜日程についても、基本的に令和2年度と同様の日程となっており、「第一次募集」の「学力検査日」を3月4日(木)、「追試験日」を3月10日(水)、「合格発表日」を3月16日(火)としている。この選抜方針及び日程については、本定例会で可決いただいた際には、速やかに各県立学校及び市町村教育委員会に通知するとともに、今後、これらを踏まえた上で、実施要項を作成していきたいと考えている。

なお、資料には記載していないが、令和3年度入試から入学願書の様式の一部を変更することとする。現在、トランスジェンダー等の生徒に対して、様々な分野で配慮する動きが広がっていることから、入学願書の性別記入欄を削除したいと考えている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) 質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第2号議案 令和元年台風第19号による災害に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の制定について

(説明者：松本教育次長)

第2号議案について、御説明申し上げます。資料は、4ページから8ページである。

資料8ページを御覧願いたい。先程、専決処分報告において御説明したが、令和元年11月定例県議会において、県立学校条例の一部を改正する条例が可決され、令和元年台風第19号により被災した生徒の就学支援のため、令和2年度入学者に係る入学者選抜手数料、入学金及び寄宿舎料の免除をすることとしている。同条例では、免除の要件及び手続については別に定めるとしていることから、このたび、教育委員会規則として定めようとするものである。はじめに、「2 免除の要件」については、台風第19号による災害により、住居が全壊、半壊又は流失の損害を受けた場合、さらには台風第19号の災害が原因で世帯の収入が著しく減少した場合としている。また、「3 免除の手続」については、免除申請書に、罹災証明書など免除に該当

することを証する書類を添えて提出していただくこととしている。「4 免除の内容」については、条例で定めている当該手数料等について、令和2年度入学者分に係る(1)から(3)までに記載のとおり免除することとしている。「5 施行期日」については、公布の日としており、県立学校条例の一部を改正する条例の公布の日と同日とするものである。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) 質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第3号議案 指定管理者の指定について

(説明者：松本教育次長)

第3号議案について、御説明申し上げます。資料は、9ページである。

教育委員会が所管する公の施設のうち宮城県長沼ボート場については、施設の管理権限を指定管理者に委任しているが、その指定期間が令和2年3月31日で終了することから、次期指定管理者について指定するものである。今回の指定に当たり、公募により広く募集した結果、現在の指定管理者である宮城県ボート協会の一団体から応募があり、書面確認等の一次審査を経て、宮城県教育委員会指定管理者選定委員会に諮問したところ、指定しようとするものとして適当であるとの答申をいただいた。その答申を受け、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、11月県議会に知事が同指定に係る議案として上程し、議決を得ている。

なお、指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) 質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

11 課長報告等

(1) 令和3年度(令和2年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考について

(説明者：教職員課長)

「令和3年度(令和2年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考について」御説明申し上げます。資料は、1ページである。

はじめに令和3年度選考の概要として、第1次選考の実施日は、令和2年7月18日(土)を予定している。これは東京オリンピックが同年7月24日より開幕することから、開幕前に実施日を設定したものである。選考内容としては、受験者の教職に対する基礎的な知識や理解、校種、教科に求められる実践的な理解を確認するため、今年度の選考と同様に「教養」と「専門」の筆記試験と適性検査を実施する予定である。また、第2次選考は、令和2年9月3日(木)から5日間の中で1日の試験日を指定し、2回の面接、集団討議を実施する予定である。さらに同年9月12日(土)に、小学校や中学校・高等学校の英語、その他実技教科などについて実技試験を行う予定である。

次に令和3年度選考における主な変更点について説明する。これまでも、宮城県の教員として求められる資質・能力を採用選考に反映させるとともに、志の高い人材を確保するため、様々な採用枠や加点制度を導入するなど、採用選考の内容に変更を加えてきた。令和3年度選考は、宮城県が教員採用選考を単独で実施して4年目を迎えるにあたり、志願者の拡大を目指し、大きく6点の変更を加えたいと考えている。変更点の1点目としては「宮城県元職特別選考」の実施である。宮城県の公立学校において本務教員として勤務経験のある元職の方で、退職後10年以内の方を対象に募集を行い、第1次選考の「教養」と「専門」の筆記試験を免除することとし、育児や介護等を理由に職を離れていた方など、一定の経験を有しながら再度教職に就く意欲をお持ちの方などを積極的に採用したいと考えている。変更点の2点目としては「教職経験者特別選考における出願要件の拡大」である。今年度の採用選考では、県内の常勤講師等の教職経験者の方で出願時以前の3年間で24月以上の勤務経験がある方を対象としていた。次年度は、対象となる常勤講師等の勤務経験を宮城県内・仙台市内以外にも拡大する。加えて、出願時以前の3年間で国公立学校の常勤講師等

として12月以上の勤務経験があり、出願時に仙台市を除く宮城県内の公立学校で講師等として勤務している方を対象とした特別選考を新設する。これは、今年度、主に小学校・中学校において欠員講師等の不足により多くの未配置が発生したことを受け、採用者数を増やして講師の本務化を促進するなどの対応をしてきた中で、今回、宮城県内の公立学校の講師経験者を優遇することで、採用選考への意欲を高めるとともに、常勤講師等の人材を確保する一助になるものと考えている。変更点の3点目としては令和3年度選考より導入を予告していた資格や免許状所有の義務付けについての導入延期である。平成29年4月に公表した選考要項の中で、3年後の令和2年度に実施する令和3年度選考からの出願資格として、中学校・高校の「英語」出願者に対する英検等の一定の英語の資格所有の義務付けと、高校「地理歴史」又は「公民」出願者に対する両方の免許状所有の義務付けの2つの義務付けを予告していたが、いずれも周知が不十分であると判断し、導入を当面延期することとした。これらの資格・免許状取得については、次の4点目に述べる加点制度の拡充によるインセンティブ付与などにより、積極的に促していく。変更点の4点目としては「加点制度の追加」である。現在、特別支援学校の免許状所有者と、小学校出願者における中学校・高校の「英語」免許状所有者や英語の資格所有者、中学校・高校「英語」出願者における英語資格所有者に対して、第1次選考において加点する制度を導入している。これらを継続した上で新たに、高校「地理歴史」出願者における「公民」の免許状所有者、あるいは「公民」出願者における「地理歴史」の免許状所有者を対象とした加点制度を取り入れる。これにより、高校の教員として多面的に活躍できる人材の確保につなげたいと考えている。変更点の5点目としては「前年度総合ランク「C」の受験者に対する優遇措置の拡充」である。今年度の採用選考から、名簿登載にならなかったが不合格者の中で上位に当たる総合ランク「C」の受験者に、次年度の第1次選考において筆記試験を免除する制度を導入した。次年度は、この措置に加え、名簿登載者発表後に欠員の可能性が生じた場合など必要に応じ、総合ランク「C」の受験者の中から「追加合格」を出し、名簿登載することとする。これにより、予定外の欠員を常勤講師で対応することが多かった状況を改善できると考えており、あわせて志願者の意欲の喚起、志願者の更なる拡大につなげることができればと考えている。変更点の6点目としては「実技試験の見直し」である。中・高「家庭」の第2次選考の実技試験において、これまでは試験当日に提示していた食物、被服の題材について、次年度は、事前公開し、試験の中で基本的な知識と技能を見る内容とすることで、志願者の拡大につなげたいと考えている。以上の6点を含め、今後、詳細を検討・整理し、来年度の4月中旬に選考要項を公表したいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員 資料1ページの「2 (2) 主な変更点(予定)」に、志願者の拡大を目的とした主な変更点が記載されており、変更内容は射た前向きなものであると思う。このうち、来年度から新規に実施する項目に「宮城県元職特別選考の導入」が記載されているが、育児や介護のために現場を離れた方で、意欲や豊富な経験がある方を改めて選考の対象にすることは大変良いことである。宮城県元職の方から、再度、志願したい旨の意思などはあったのか。

教 職 員 課 長 現在、運用している制度として特約退職制度がある。この制度は、介護や育児といった特定の目的を理由に退職し、介護や育児に専念した後に再採用する制度であり、来年度以降も継続する予定となっている。今回、導入しようとしている元職特別選考については、その制度と目的や設計が類似している。元職特別選考を導入する理由としては、対象者が理解しやすい内容であることと、特約退職制度は他県において導入している県がほとんどなく、制度が分かりづらいためである。また、特約退職制度については、対象者が退職する際に、再採用するにあたっての事前調整や相談等の様々な手続きを行っていた。元職特別選考を選考制度に位置づけて客観的に分かりやすくすることにより、やむを得ず離職する方に対して再採用の意識付けに繋がるのではないかと考えている。

伊 藤 委 員 今回の制度変更について、受験者に対して十分に周知するとともに、周知方法の工夫や改善を行っていただきたい。

齋 藤 委 員 現在、学校現場では講師等も不足気味となっていることから、受験者の増加に向けて

様々な工夫を行っていることに賛同する。各制度の対象について、元職特別選考は退職した方、特約退職制度は従前のおりとの認識で間違いはないか。

教職員課長

各制度の対象については委員御指摘のとおりであり、特約退職制度は今後も継続する予定であり、この制度を利用して再採用されることを目的に退職することも可能である。今回の元職特別選考については、受験者の応募状況などを見ながら今後の運用を検討していきたいと考えている。新規に制度を導入するものの、特約退職制度を継続することから、条件にあった制度に応募できるようにするものである。

齋藤委員

やむを得ず退職することになった方も、今回の制度導入により、教員免許の更新を意欲的に考えるようになるのではないかと思う。こうした取り組みがないと、退職して10年後には教員免許を無効にしてしまう可能性が高いので、やむを得ず退職する方にとっては、大変良い制度であると思う。また、変更点のNo.2に記載されている「教職経験者特別選考の要件の拡大」において、これまでの制度では、現在、宮城県内・仙台市内で講師として勤務している者に限定しているが、その範囲を宮城県・仙台市以外にも拡大することになっている。今回の制度変更では、宮城県・仙台市以外において、現在、講師として勤務している方も含まれるのか。

教職員課長

委員御指摘のとおりであり、今年度までの制度では大きく二つの要件があり、これまでの勤務経験と出願時に勤務している学校の要件があった。今回の制度変更では、勤務経験の地域制限を全国に広げるが、出願時における宮城県内・仙台市内の国公立学校で講師等として勤務している条件は残すこととしている。また、講師等の経験が12月以上で、出願時に仙台市を除く宮城県内の公立学校で講師等として勤務している者を対象とした選考を新設することとしている。

齋藤委員

今回、制度が変更されても、出願時に宮城県内・仙台市内の国公立学校で講師として勤務している条件に変更はないという認識で良いか。

教職員課長

委員御指摘のとおりである。

小川委員

変更点のNo.3において、「出願者に資格所有の義務付けの導入を当面延期する」と記載されており、その理由として「周知が不十分であると判断したため」となっているが、その原因を伺いたい。また、変更点のNo.4からNo.6にかけて記載されていることに関して、どのように周知していくのかを伺いたい。

教職員課長

No.3における周知不十分の原因を特定することは難しい。これまでの受験者の保有資格を把握しており、資格や免許状の保有率は高まっている傾向にあるものの、保有資格を義務付けるところまで保有率が伸びていないところを、不十分という言葉で表現したものである。来年度から資格保有を義務付けると周知してきたつもりでいるが、この周知により保有率が順調に伸びていないと認識している。これからの周知については、来年度の選考内容を周知することも十分に行わなければならないが、人材確保についても力を入れなければならない、多方面において様々な手段を尽くさなければならないと考えている。様々な場で採用選考のアピールを行うなど、十分に周知されるよう工夫してまいりたいと考えている。

伊東教育長

変更点についてはこれから発表することとなるが、受験者に対する具体的な周知方法はどのように行うのか。

教職員課長

教員養成系の学部がある大学に伺い、今回の報告資料と同様の資料により、学生等に説明を行っている。また、先週の土曜日に県庁において説明会を開催し、現在、講師として勤務している方や学生に対して、今年度の振り返りと併せ、来年度の変更点について説明したところである。こうした取り組みを十分に行うとともに、これまで周知が不十分となっていた制度内容についても、周知の徹底を図っていきたいと考えている。

(2) 令和元年度宮城県児童生徒学習意識等調査の結果について

(説明者：義務教育課長)

「令和元年度宮城県児童生徒学習意識等調査の結果について」御説明申し上げます。資料は、2ページから8ページと別冊である。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。「1 実施状況」については、調査の目的として、児童生徒の震災の影響と学習・生活に係る取組や意識等を調査し、心のケアと一層の学力向上を図る教育施策の企画・立案に活用するものであり、本年度は、小学校5年生及び中学校1年生の20,530人を対象に調査を実施している。

次に、「2 調査結果の概況」である。「(1)「学力向上に向けた5つの提言」と関連する事項」については、調査結果を基に経年変化を見ると、児童生徒の回答、学校の回答ともに、肯定的な回答が緩やかに増加している。しかし、同じ質問項目について肯定的な回答をしている児童生徒の割合と学校回答を比較すると、児童生徒と学校の認識にかい離が見られる。特に、資料3ページにある5つの提言の1つ目に係る質問事項1「先生から声を掛けられたり、励まされたりするか」、資料4ページにある5つの提言の3つ目に係る質問事項5「授業の終わりにその時間の学習内容を振り返る活動が行われていると思うか」の質問においてかい離が大きくなっている。学力向上の土台となるものは、全ての学校の全ての教職員が、「学力向上に向けた5つの提言」の取組を徹底・継続することであると考えている。5つの提言が定着している学校においては、全国学力・学習状況調査の結果が高い傾向が見られるので、全ての教職員が、5つの提言の意味を再確認し、その取組を徹底・継続しながら、行きたくなる学校づくりを推進していくことで学力向上を図りたいと考えている。

次に、資料4ページを御覧願いたい。「(2)震災の影響と関連する事項」についてである。「突然震災を思い出し、気持ちが落ち着かなくなることがある」と回答している小5は9.4%、中1は4.9%となっており、割合は減少してきているものの、依然として児童生徒が震災の影響を感じている状況である。

次に、資料5ページを御覧願いたい。「(3)基本的な生活習慣と関連する事項」についてである。「平日に1時間以上テレビゲームをしている」と回答している割合は年々上昇し、小5は56.3%で、中1は59.3%となっている。また、「平日に携帯電話やスマートフォンで無料通信アプリを使用する」割合は、グラフにあるとおり、全く使わない割合が減っており、小5、中1とも2時間、3時間と長時間使用する割合が増えてきている。

次に、資料6ページを御覧願いたい。「(4)自尊意識・規範意識と関連する事項」についてである。「自分にはよいところがあると思うか」という質問に肯定的に回答している中1の割合は、グラフのとおり、毎年増えてきている。質問事項29を御覧願いたい。「人の役に立つ人間になりたいと思うか」については、肯定的な回答が3年連続で90%を大きく超えている。県全体で宮城の志教育を推進している成果の一端であると考えている。

次に、資料7ページを御覧願いたい。本調査から見えた「3 課題や意識したいこと」についてである。今回の調査を通して、主に先ほど説明申し上げた「学力向上に向けた5つの提言」における認識のかい離等、望ましい生活習慣を確立すること、震災の影響を注視することなどの課題や意識したいことが見られた。これらの課題を踏まえ、「4 今後の対応」にある4点に重点を置いて取組を推進していく。

なお、詳しい結果については、別冊資料に記載しているので、後ほど御覧いただきたいと思う。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員

この調査結果において、児童・生徒と教員との間で認識に乖離があることは問題である。教員は十分に役割を果たしているという認識で子供たちに教えているが、一方で、子供たちにはそれが伝わっておらず、お互いの認識にかなりの乖離があることがデータから把握できる。小学校から中学校へ進学するに連れて色々なことを学び、その後、高校に進学し、自分の人生の伸び代をさらに広げていくこととなる。教員の業務が多忙となり、教員が子供たち一人一人の心の扉に向き合う時間を取れなくなったことも影響していると思う。子供たち一人一人に十分に向き合って指導し、些細な変化でも気付くような対応が教員に求められる時代となっている。こうした調査を通じて、子供たちと教員

の乖離が少しでも減るよう特段の努力をお願いする。

義務教育課長

資料4ページに「学力向上に向けた5つの提言」を参考として記載している。この調査結果による乖離については、これまで3年間続けて調査し、その結果を基に、乖離の減少に向けた様々な働き掛けを行ってきたところであるが、今回の調査により成果が十分に現れていないことが分かった。この乖離が減少している学校は、学力が高く、いじめや不登校となる子供の割合も低く、子供たちが行きたくなる学校づくりの成果が現れていることが分かってきた。このことを各学校に周知するとともに、教員の意識を少しずつ変えていくよう、さらに働き掛けていきたいと考えている。

伊藤委員

資料4ページの5つの提言は、児童・生徒への伝え方がとても大事であると思う。例えば、伝える時の表情、声のトーンや子供との向き合い方など、教員の気持ちが子供たちに伝わるよう、これまで以上に工夫してほしい。

小川委員

子供たちを褒めたり認めたりする場面やタイミングが重要である。子供たちは褒めてほしいタイミングで褒めてもらいたいと思っている。教員としては褒めたり認めているつもりでも、子供にとってはそのことを努力していなかったり、他の子供が努力していて自分は努力したという認識を持っていない場合だと、褒められても嬉しく思わない。具体的に褒めたり認めたりする場面やタイミングを把握し、うまくいったケースの情報があれば良いのではないかと思った。

義務教育課長

今回の調査については、授業時に感じたことに限定して調査しているが、子供たちや教員がどの場面を想定して回答しているかにより回答結果が変わってくることから、調査の精度を上げることは難しい。学校生活における授業の中で5つの提言をしっかりと実行するような働き掛けを行っているが、あくまでも意識調査であることから、日頃の取り組みが調査結果に反映されることは難しいと思っている。子供たちに課題を与え、しっかりできた時に褒めたり認めたりするのが、一番心に響くタイミングであると考えている。若い教員を育てる意味も含め、5つの提言の徹底に努力していきたいと思っている。

千木良委員

この調査結果における子供たちと教員の乖離の件については、伊藤委員や小川委員が御指摘した意見に同感である。自分は日々、子供と接しており、その場には保護者や教員が同席していることが多い。歯科治療における具体的な褒めポイントの事例を紹介する。歯科診察を行う際に椅子に座る時などは素直に指示に従うような子供であっても、様々なことを上手にこなせたことを褒められると嬉しいと感じるし、親も大変喜ぶと思う。その一方で、恐れを感じたり、聴覚指示を理解しにくい子供や発達障害のある子供の場合は、そうしたことを簡単に行うことができない。例えば、椅子に座るように指示をしても、簡単には椅子に座らないことから、このような場合は椅子に直ぐ座ることが褒めるポイントになる。ところが、親や教員は直ぐに座るように指示することから、皆から直ぐに座るように指示されることになってしまう。本来であれば、医者である私の声が聞こえないと子供とのコミュニケーションが取れないので、私の声が確実に聞こえるようにしてほしいのに、私の声が周りの声で掻き消されてしまい、私とのコミュニケーションが取れない状況になってしまう。このようなことが、教育の現場で発生してしまうと、担任の教員が子供に対して一生懸命に指示しても、校長や教頭、養護教諭などから様々な指示が入り、本来伝えなければならない担任の声が全く届いていないことになり、褒めポイントがなくなってしまう。しかしながら、椅子に座るように指示したのに、その指示に従わなかった場合、なぜ座らないのかを考えることが大事である。例えば、恐れを感じていたり、聴覚指示が伝わらなかつたり、それとも実行しようと思っているのに実行しないなど、様々な状況があると思う。このことは教育の現場でも同じであると思うので、このような時は一歩待って子供の様子を把握して、どのように対応すべきかを認識してから、次のステップを考えることが大変大事であると思う。椅子に座

るという些細なことではあるが、僅かに座ろうとただけでも、そのことを褒めなければ、その子供にとっての褒めポイントではなくなってしまうので、このスモールステップが見えるかどうかは教育の現場でも大事であると思う。先程の義務教育課長の説明において、乖離が少ない学校においては、いじめや不登校が少ないとのことであったが、私は当然のことだと思っている。恐らく、スモールステップが見える教員が多くいて、その教員が子供たちを評価するということは、子供の小さな変化に気が付いているということであり、その結果として不登校や学力の向上に良い影響が出てくるのではないかと考えている。一般の方からすると、医療と教育は違うものと感じていると思うが、校医という立場から言うと、子供に対しては医療も教育であると思いつながりながら対応していることから、保護者や教員の対応に気になる部分が見える場合がある。スモールステップは直ぐに教育で生かせるものではないが、このような見方があることを学校現場にも周知していただければ、子供との関係の改善に繋がるのではないかと考えている。

義務教育課長 成長段階における発達の状況や、一人一人の個性に応じた指導ができるよう働き掛けていきたいと考えている。

伊東教育長 調査結果によると、子供と教員との乖離は3年間続いているようであり、教員が子供に対して励ましたり声をかけたつもりでも、子供にはその認識がないということである。その理由としては、一人一人の子供に対してどの部分で褒めたり、認めたりするかを意識することが大事であると感じた。このことを一人一人の教員が如何に意識していくか、県教委としても考えていかなければならないと思う。

齋藤委員 教員は、子供たちを見ているつもり、見えているつもり、言ったつもり、子供に十分に伝えたつもりといった認識がある。その理由は、一人の教員に対して40人の児童・生徒を相手にしているためである。乖離が少なくなった学校では、この認識の乖離を少なくする努力を具体的に行っているのではないかと考える。些細な取り組みではあるが、毎日実行することにより効果のある取り組みを見つけ実行している学校が存在している可能性もあるので、そうした学校を探すことも一つの対策ではないかと思う。以前、ベテランの教員から聞いた話では、クラスの児童毎の名前を書いたノートを持ち、一人一人の子供に日々声を掛けたことを1ページ毎にメモしていき、一週間後に見てみると、ある時、何も書いていないページが出てくることがあり、全員に声を掛けていたつもりでも、そうではなかったということであった。また、どこで褒めるか、どのように褒めるかも大事であり、このことは子供たちの気持ちの問題が大きいのではないかと思う。子供は、いつも先生に見てもらっているという安心感などを得られるかが重要である。どの場面で褒められたり、いつも見てもらっているという安心感など、子供の心理的ところが数値として現れてくるのではないかと思うので、成果が現れている学校の有効な取り組みを探して、他の学校で参考になるよう周知してほしい。

小室委員 普段、小学生、中学生及び高校生と関わる中で、最近の子供は想像力が足りないと感じることがある。例えば、自分が取った行動によりどのような影響がでるかといったことの想像ができないため、友達に対していじわるな言葉を発言していると感じている。資料6ページの「(4) 自尊意識・規範意識と関連する事項」において、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という質問が記載されているが、調査結果とは別に今の子供たちは自分がどのような行動をしたらどうなるかといった想像がなかなかできていないのではないかと思う。また、学力向上に向けた5つ提言の4つ目に「自分の考えをノートにしっかり書かせること。」があるが、この行動はとても大事なことであると思う。目標に辿り着かなくても、自分の目標に向かって行動したり、何かに向かうために行動したことがどのような影響を与えるのかなどを考えながら自分で行動できるようになると、友達関係や学習面、さらには将来の目標に合わせた高校の進学先を決める想像ができるようになると思う。子供が教員に怒られた時に、怒られた理由を想像で

きなくて、怒られた悪いイメージだけが意識の中に残ってしまうことがある。褒められた時も同様であり、褒められた理由を想像できなくて、褒められただけで終わってしまう。私は子供たちにバスケットの指導を行っており、その際に褒めたり励ましの言葉を掛けているが、子供の心になかなか響かない。一方で、低学年の子供たちに上級生の具体的な行動を見せて、目標にするよう励ましの言葉を掛けると、心に響きやすいことがある。今の子供たちは、物事の想像ができず、実際に行動を見ないと理解できないのではないかと感じている。

松本教育次長

子供たちの成長を促すために計画を立てて学校現場に働き掛けているところであるが、子供たちは成長に合わせて変化していく。一人一人の行動を常に観察して普段と違う行動があったことを感じ取れる教員、若干雑に感じ取れる教員、さらには違いがあっても子供に声を掛けない教員もおり、それぞれの教員の資質によるところがある。千木良委員の御指摘については、医者と患者との信頼関係というベースがある。5つの提言を実行する際に、気を付けるポイントが沢山あり、そのポイントを踏まえた対応ができる教員もいる一方で、そうした素養が不足している教員が多くいることを現している調査結果であると思うので、こうした知見を周知する取り組みを考えていきたい。

小川委員

スマートフォンの利用率が上がっていることが気になっており、先月の教育委員会定例会において、そのことが学力低下の一つの要因であるとの報告があった。資料8ページに「スマートフォンの適正利用と基本的生活習慣を身に付けさせることが、児童生徒の学力及び体力の向上にどのような効果がみられるかを検証していく」と記載されているが、もう一歩進んだ取組として、家庭にも働き掛けて、どのようにすればスマートフォンの利用を減らすことができ、その結果として学力が向上するというのを検証しても良いのではないかと思った。環境を見るだけでなく、こちら側からアクションを起こして変化を見ていくことも必要ではないか。

義務教育課長

市町村において、スマートフォンの利用について積極的に取り組んでいるところがあることから、その好事例を各市町村教育委員会に広めているところである。しかし、一人一人の家庭環境により、こうした取り組みを浸透しきれない状況にもあることから、PTA連合会など様々な関係機関と連携しながら進めていきたいと考えている。

(3) 県有施設再編等の在り方の検討状況について

(説明者：生涯学習課長)

「県有施設再編等の在り方の検討状況について」御説明申し上げる。資料は、9ページである。

はじめに、1の「県有施設再編等の検討経緯」であるが、県では、老朽化が進む県関係施設の再編整備や公有地の効果的な活用方針等について所管部局を横断した検討を行うこととし、今年5月に震災復興・企画部では、「県有施設再編等の在り方検討懇話会」を設置し、具体的な検討を重ねてきたところである。

次に、2の「懇話会の開催状況等」であるが、これまでに5回開催され、今月12日に行われた第5回懇話会において、「県有施設等の再編に関する基本方針(中間案)」が出されたところである。教育庁所管施設で集約・複合化の方針が示されているものは、③の「宮城県美術館」、④の「宮城県婦人会館」、⑤の「エスポールみやぎ(宮城県青年会館)」となっている。それぞれの対象施設について、右側に再編方針を記載しており、上の段は仙台医療センター跡地に集約、下の段は現在のエスポールみやぎ(宮城県青年会館)の敷地に集約し、再編することとしている。文化ホールと美術館については、他県でも併設されている事例があり、親和性が高いこと、また「文化芸術の拠点」として、多くの県民が集い、憩い、文化、芸術などを楽しんでもいただけるようなエリアとしての魅力創出を目指すこととされている。県教育委員会が昨年3月に策定した「宮城県美術館リニューアル基本方針」では、ユニバーサルデザインへの配慮や収蔵庫の狭隘化等を課題としており、今回出された「中間案」でも「リニューアル基本方針」の内容は十分尊重するとされていることから、県教育委員会としても「基本方針」に示した考え方を踏まえて対応していく。婦人会館やエスポールみやぎの施設は、セミナー・研修を主な事業としており類似機能を持っていることから、集約に伴い、機能

の整理、共有化することで施設規模の適正化を図ることができるとされている。また、研修の受講者同士の交流や事業の連携など、これまでの取組の発展も期待されている。

最後に、3の「今後のスケジュール」であるが、今後は、12月下旬から来年1月頃を目途に、「中間案」についてのパブリックコメントを実施し、その後、令和2年2月頃に第6回懇話会が開催され、3月には基本方針が決定される予定となっている。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員

この件については、報道などにより情報を把握した。県美術館については、リニューアルの基本方針が決まっており、その方針が進められるものと思っていたので、このような方針が示されたことに唐突感を受けた。資料9ページの「1 県有施設等再編の検討経緯」には、所管部局を横断した検討を行うこととなっており、この検討結果に基づいて中間案が示されたものという事は理解した。しかしながら、時間を掛けてリニューアルの基本方針の策定まで行っていることから、県民には十分な説明を行って理解を得る必要がある。震災復興・企画部が中心となっているが、県民の中には今後の美術館をイメージした方々が沢山いることから、そうした方々にも十分理解していただくよう丁寧な説明が必要であり、パブリックコメントの結果だけで集約するものではないと思うので、今後の対応に着目したい。

生涯学習課長

第5回の懇話会において、事実関係がしっかり説明されている必要があるという提言があった。具体的には、美術館のリニューアル基本方針を尊重していくこと、また建物や跡地の活用などについては何も決まっていなため、これから検討していくことなど、こうした情報をしっかり周知した上で、パブリックコメントを行うべきではないかという意見をいただいているところである。生涯学習課においては、リニューアル基本方針を策定していただいた委員を含む関係者の方々を個別に訪問し、今の状況を正確に説明しつつ、御意見をいただいているところである。

千 木 良 委 員

伊藤委員と同様に考えており、方向性については美術関係に詳しい方や施設等の運営に詳しい方の意見を参考にして決定されるものと考えている。県民の中には、報道の内容から教育委員会の方針として決定したものと受け止めている方が多くいると感じている。日頃から美術館を利用し、美術に造詣の深い方々が大事にしてきた施設であるからこそ、そうした方々が意見を言いたくなる気持ちも理解できるので、丁寧な説明を行うべきであると感じた。

伊 東 教 育 長

県教育委員会として、美術の関係者を含めしっかりと説明をして、意見をいただいた上で進めていきたいと考えている。

1 2 資料（配布のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧

(2) ルルブルチャレンジガイド

(3) 令和2年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（11月末現在）

1 3 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 次回の定例会は、令和2年1月16日（木）午後1時30分から開会する。

1 4 閉 会 午後2時44分

令和2年1月16日

署名委員

署名委員